

新婚世帯の
新生活を支援します

大津市

結婚新生活支援事業 補助金

申請期間

令和5年6月1日(木)～令和6年3月1日(金)

夫婦の合算所得が
500万円未満の世帯

住居の「取得費用」又は「賃借費用」
の一部を補助します。

補助金額上限

30万円(夫婦ともに39歳以下)

60万円(夫婦ともに29歳以下)

※予算に限りがございます

夫婦の合算所得が
500万円以上の世帯

住居の「取得費用」の一部を補助
します。

補助金額上限

20万円(夫婦ともに39歳以下)

※予算に限りがございます

申請に係る要件については裏面をご覧ください。

申請先・お問い合わせ先

大津市 企画調整課 〒520-8575 大津市御陵町3番1号
TEL: 077-528-2701 MAIL: otsu1001@city.otsu.lg.jp



令和5年度 結婚新生活支援事業補助金 申請要件チェックシート

●令和5年3月1日から令和6年2月29日の間に婚姻届を受理していますか。
 ●申請時点において、夫婦の住民票の住所が天津市になっていますか。
 ●婚姻時における夫婦の年齢が共に39歳以下ですか（※誕生日の前日に年齢が加算されます）。
 ●夫婦ともに市税を滞納していませんか。
 ●婚姻日から起算して3年以上、天津市に居住する意思がありますか。
 ●暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員）でないですか。
 ●申請者等のいずれもが、この要綱の規定による補助金と同種の補助金等（生活保護による住宅扶助その他法令に基づく補助金等を含む。）の交付を受けていないですか。

すべてはい

いいえ

●令和4年分（令和4年1月1日から令和4年12月31日）の夫婦の所得を合算した金額はいくらですか。
 （奨学金の返済がある場合、差し引いた後の所得はいくらですか）

500万円未満

500万円以上

住居を賃借している

住居を取得した

●令和5年4月1日から令和6年2月29日の間に住宅を取得していますか。
 （※婚姻前に契約されている場合は婚姻日から起算して1年以内に契約の締結をしていますか）

はい

いいえ

●申請いただく費用は、令和5年4月1日から令和6年2月29日の間かつ申請日時時点で支払い済みとなっていますか

【住居を賃借している方】 家賃、共益費、敷金、礼金、仲介手数料	【住居を取得した方】 建物購入費用
------------------------------------	----------------------

はい

いいえ

申請要件に該当します

●「必要書類チェックリスト」をご確認の上、申請書類をご用意ください。

- 補助金交付申請書兼実績報告書（様式第1号）
- 必要書類チェックリスト
- 婚姻を証明する書類（婚姻後の戸籍謄本又は婚姻届受理証明）
- 世帯全員の住民票（続柄記載有・本籍記載無し・個人番号の記載がないもの）
- 夫婦それぞれの令和5年度所得証明書（令和4年分）
- 住居に関する費用（購入又は賃借）を支払ったことを確認できる書類（領収書等）

【住居を賃借している方】
○住居の賃貸借契約書の写し

【住居を取得した方】
○住宅の売買契約書等の写し（契約締結日の記載のあるもの）

【該当する方のみ】
○住宅手当支給証明書（様式第2号）
○貸与型奨学金の返済額がわかる書類

申請要件に該当しません